平成２１年（フ）第６３８号
函館市富岡町１丁目20番19号
債務者　長尾　　亨
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林紀一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２００号
岩手県大船渡市三陸町綾里字野形91番地１
債務者　橋本　光男
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２０１号
岩手県大船渡市三陸町綾里字野形91番地１
債務者　橋本美津子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２０３号
岩手県一関市関が丘106番地３
債務者　宮本　英幸
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１１号
岩手県一関市萩荘字栃倉163番地
債務者　高橋　伸也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５４号
愛知県岡崎市中島東町３丁目３番地１　コーポ杉202
債務者　佐藤　真一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２３２２号
愛知県小牧市大字間々42番地
破産者　有限会社コーリツ
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１９１２号
京都市左京区下鴨森本町13番地の20
破産者　有限会社新京都洋行
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
兵庫県姫路市本町68番地290イーグレひめじ・東棟Ｅ105、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市呉服町35番地
破産者　有限会社メンズブティツクケン
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２２３号
東京都国立市富士見台４丁目17番地の１―９―503
破産者　久喜　恵子
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１０４号
石川県加賀市大聖寺錦町18番地６、開始決定時の住所石川県加賀市山代温泉18の124番地
破産者　山下　拓治
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０６号
石川県加賀市山代温泉北部３丁目32番地
破産者　山下　タケ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１号
石川県金沢市鈴見台２丁目８番15号、住民票上の住所金沢市田上新町414番地３
破産者　岡部　　学
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１９２号
和歌山市宇須４丁目３番28号　河野典恵方、開始決定時の住民票上の住所和歌山市中583番地の18
破産者　吉嗣　恵美
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第８１４４号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目３番８―807号
破産者　岩井登美子
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７３３号
大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―1215号
破産者　堀北　克明
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９７７号
大阪市福島区海老江５丁目４番８号Ｐ―ＣＯＵＲＴ海老江203号
破産者　**眞**柴　孝悦
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６０１号
大阪府寝屋川市香里新町24番４―403号、前住所札幌市豊平区平岸１条20丁目８番18―701号
破産者　浅井　裕史
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部